

85 修学継続の為の入営期間等に関する件に付陸軍省へ通牒

〔昭和十九年二月〕

(注記1)
 発国一〇〇号
 裁 二月十五日 文書課長 (加藤) 発
 定 二月十八日 起案者 (乙黒)

昭和十九年二月十四日起案

総務課長 (楠田)

国民教育局長 (阿原)

次官 (菊池)

文書課長 (伊藤)

年月日

陸軍大臣宛

修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件

(注記4) 青年学校教員養成所ハ昭和十八年度限り之ヲ廃止シ昭和十九年度ヨリ(抹消) (加筆) (別紙) (本月十六日勅令第八十一号) 師範教育令(中改正案) (別紙) (加筆) ニ依リ青年師範学校ヲ設置セラレ現ニ青年学校教

員養成所第二学年以下ノ学年ニ在学スル生徒ハ青年師範学校ノ生徒トナル予定ナルニ付昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条ノ適用ヲ受ケラルル様可然改正方御配慮相煩度

(下 札)

(加筆)
〔秘〕

勅令第 号

師範教育令中左ノ通改正ス

第三章 青年師範学校

第二十条 青年師範学校ハ皇国ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二十一条 青年師範学校ハ官立トス

第二十二条 青年師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク但シ土地ノ

情況ニ依リ男子部又ハ女子部ノミヲ置クコトヲ得

第二十三条 青年師範学校ノ修業年限ハ三年トス

第二十四条 青年師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校

予科ヲ修了シタル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者

又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認

メラレタル者トス

第二十五条 第六条、第七条及第十六条第一項ノ規定ハ青年師

範学校ニ之ヲ準用ス

第二十六条 青年師範学校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ予

科ヲ置クコトヲ得

予科ノ修業年限ハ二年トス

予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ国民学校高等科ヲ修了シタル

者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト

認めラレタル者トス

予科ニ関スル規程又ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十七条 青年師範学校ニハ青年師範学校ヲ卒業シタル者ノ

為ニ研究科ヲ置クコトヲ得

研究科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十八条 青年師範学校ニ附属青年学校ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立又ハ私立ノ青年学校ヲ以テ

附属青年学校ニ代用スルコトヲ得

第二十九条 第十一条並ニ青年学校令第一条乃至第八条、第十

条及第十一条ノ規定ハ附属青年学校ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ青年学校教員養成所ニ在学スル生徒及樺太師

範学校附設青年学校教員養成所ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定

ムル所ニ依リ青年師範学校ノ生徒ト為ルモノトス

昭和十九年度ニ於テ青年師範学校女子部ニ在学スル生徒及樺太

ニ於ケル青年師範学校ノ男子部第二学年ニ在学スル生徒(文部

大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第二十三条

ノ規定ニ拘ラズ二年トス

青年学校教員養成所ヲ卒業シタル者及樺太庁師範学校附設青年

学校教員養成所又ハ樺太師範学校附設青年学校教員養成所ヲ卒

業シタル者ハ青年師範学校ヲ卒業シタル者トス

青年学校令中左ノ通改正ス

第四十条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ官立ノ学校ニ於テ青年学校ノ課程ニ相当スル課程ヲ履修

セシムル部分ニ関シテハ此ノ限ニ在ラス

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令第十四条」ノ下ニ「若ハ第二十三
 条」ヲ「女子高等師範学校」ノ下ニ「、青年師範学校」ヲ加フ
 附則第二項中「女子高等師範学校」ノ下ニ「、青年師範学校」
 ヲ加フ

国民学校令等戦時特例中左ノ通改正ス

第六条中「師範教育令第五条若ハ第十五条」ヲ「師範教育令第
 五条、第十五条若ハ第二十四条」ニ、「若ハ女子高等師範学校」
 ヲ「、女子高等師範学校若ハ青年師範学校」ニ改ム

(加筆)
 [参照]

◎陸軍省令第五十四号

改正

(注記5)

昭和一八、一一、二七

陸軍省令第五九号

修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十八年十一月十三日

陸軍大臣 東條英機

第一条 陸軍大臣ノ指定スル学校ニ在学スル者現役兵トシテ入
 営スベキ場合ニハ兵役法第四十五条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ入
 営ヲ延期ス

前項ノ学校ノ指定ハ左ニ掲グル学校又ハ其ノ科ニ付之ヲ行ヒ
 且之ヲ告示ス

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科、大学令ニ依ル大学々部、
 大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校高等科、高等
 師範学校、師範学校、臨時教員養成所、^(加筆)実業学校教員養成

所及青年学校教員養成所 ^(加筆)

二 宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総
 督、満洲国駐劄特命全權大使又ハ樺太厅长官ノ所轄学校ニ
 シテ前号ニ掲グル学校ニ準ズル学校

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校ニシテ特ニ必要ト認ムルモノ
 第二条 前条第二項第一号ニ掲グル学校ニシテ前条ノ指定アリ
 タルモノニ在学スル者ニ付入営ヲ延期スベキ期間ハ左ニ掲グ
 ル期間内ニ於テ当該学校ノ修業（在学）年限ノ終期迄トス但
 シ修業（在学）年限ヲ超エ仍在学シアル者又ハ前条ノ指定ア
 リタル上級学校ニ入学スベキ者ニシテ聯隊区司令官ニ於テ已
 ムヲ得ザル事由アリト認メタル者ニ在リテハ左ニ掲グル期間
 内ニ於テ其ノ入営ヲ延期スルコトヲ得

学校ノ区分	入営ヲ延期スベキ期間
高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 ^(加筆) 修業年限二年ノ青年学校教員養成所 ^(加筆)	一月二日ヨリ四月一日迄 四月二日ヨリ一月一日迄 ノ間ニ出生シタル者
師範学校 臨時教員養成所 ^(加筆) 修業年限三年ノ青年学校教員養成所 ^(加筆) 実業学校教員養成所 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校	年齢二十一年ニ達 スル迄
修業年限五年以上ノ専門学校 大学令ニ依ル大学学部（医学部 医学科ヲ除ク）	年齢二十二年ニ 達スル迄
	年齢二十三年ニ達 スル日迄

大学令ニ依ル医学部医学科	年齢二十三年ニ達スル迄	年齢二十四年ニ達スル日迄
大学令ニ依ル大学院又ハ研究科	前期 大学々部ノ規定ヨリ更ニ二年延長ス	後期 前期ノ規定ヨリ更ニ三年延長ス

前条第二項第二号ニ掲グル学校ニシテ前条ノ指定アリタルモノノ中師範教育令、高等学校令、専門学校令又ハ大学令ニ依ルモノト為シタル学校ニ於ケル修業（在学）年限ト入営ヲ延期シ得ベキ期間ノ関係ニ付テハ前項ニ規定スルモノニ同シ

前条ノ指定アリタル学校ニシテ前二項以外ノ学校ニ於ケル修業（在学）年限ト入営ヲ延期スベキ期間トノ関係ニ付テハ第一項ノ規定スルモノニ同ジ但シ学校及年齢ノ区分ニ依ル入営ヲ延期スベキ期間ハ前条ノ告示ト共ニ之ヲ告示ス

入営ヲ延期スル学校ヨリ他ノ入営ヲ延期スル学校ニ転校（一ノ学校ヲ卒業シ他ノ上級学校ニ入学スル場合ヲ除ク）シタル者ニ対スル前三項ノ適用ニ付テハ前ノ学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ニ在学スル期間ニ通算ス

第三条 聯隊区司令官（入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ニ対スル現役兵証書ノ調製ニ方リテハ入営期日及時刻ヲ記入スルコトナク同証書右上隅ニ「入営延期」ト記スベシ

第四条 第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ者ハ毎年十月十五日迄ニ到着スル如ク本籍地ノ聯隊区司令官ニ宛テタル入営延期届ニ在学スル学校長ノ在学証明書ヲ添附シ本籍地市町村長ニ差出スベシ但シ同一学校ニ在学スル間ニ限り第二年度ヨリ入営延期届ヲ省略シ在学証明書ノミヲ差出スコトヲ得

市町村長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ニ奥書証印ヲ為シ（町村長ニ在リテハ地方事務所長又ハ支庁長ヲ經由ス）速ニ聯隊区司令官ニ提出スベシ第一項ノ規定ニ依ル入営延期届ノ様式左ノ如シ

入営延期届	
一 本籍地	都道府県郡市区町村字番地
二 現住所	何々
三 在学スル学校	何学校何学部何科第何学年
四 入学ノ年月日	何年何月何日
五 卒業予定年月	何年何月
六 入営延期期間	何年何月何日
満了期日	
右及届出候也	
年月日	
本人 氏名	印
年月日生	
何聯隊区司令官官殿	

市町村長ハ第一項ノ規定ニ依リ入営延期届ヲ差出シタル者ニ付入営延期者名簿（様式適宜）ヲ調製シ保管スベシ

第五条 第一条ノ規定ニ依リ入営延期中ノ者転校、退学、卒業又ハ入営延期期間満了等ニ依リ入営ヲ延期セラレザルニ至リタル場合ニハ転校、退学、卒業又ハ入営延期期間満了ノ日其ノ他入営ヲ延期セザルニ至リタル日ヨリ三十日以内ニ本籍地ノ聯隊区司令官ニ宛テタル入営届ヲ本籍地ノ市町村長ニ差出

スベシ但シ一ノ学校ヲ卒業シ他ノ第一条ノ指定アリタル上級
学校ニ入学スル者ニ在リテハ入営届ノ差出ヲ省略シ前条入営
延期届ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二条第一項但書ノ規定ニ該当スル者ハ事由ヲ具シ(疾病ノ
者ニ在リテハ医師ノ診断書ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ学校長
ノ証明書ヲ添附ス)入営延期願ニ在学(卒業)証明書ヲ添附
シ前項本文ノ規定ニ準ジ之ヲ差出スベシ

市町村長前二項ノ書類ヲ受ケタルトキハ入営延期届及入営延
期願ニ奥書証印ヲ為シ(町村長ニ在リテハ地方事務所長又ハ
支庁長ヲ經由シ)速ニ聯隊区司令官ニ提出スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル入営届及入営延期願ノ様式左ノ
如シ

入営届(入営延期願)

一 本籍地	都道府県郡市区町村字番地
二 現住地	何々
三 在学セシ学校	何学校何学部何科
四 届出(願出) ノ理由	何年何月何日期間終了 (卒業)(退学)
右及届出候也(右関係書類相添及願出候也)	
年月日	
本人 氏名	印
年月日	日生
何聯隊区司令官殿	

聯隊区司令官ハ市町村長ノ差出シタル入営延期願ヲ受ケタル

トキハ之ヲ審査シ已ムヲ得ザル事由ニ依ルモノト認メタル者
ニ付テハ入営延期期間ノ延長ヲ許可スベシ但シ一回ノ許可期
間ハ一年以内トス前項ノ許可ハ本籍地ノ市町村長ヲ經由テ本人
ニ通達ス

第六条 前二条ノ在学証明書ハ左ノ事項ヲ記載シ学校長(之ニ
準ズルヲ含ム)ニ於テ其ノ発行年月日ヲ記入シ署名捺印シタル
モノナルコトヲ要ス

一 本人ノ本籍地、氏名及出生年月日
二 発行ノ時本人ノ属スル学部、科及学年

三 入学ノ年月

四 本人ノ修学ノ概況(修学ノ実アリヤ否ヤヲ明ニシ休学ノ
者又ハ原級ニ止マリタル者ニ在リテハ其ノ事由、期間等ヲ
記ス)

五 修業年限

六 本人ノ卒業又ハ修了予定年月

第七条 聯隊区司令官ハ修学ノ実無キモノト認ムル者及第五条
ノ規定ニ依リ入営届ヲ差出シタル者ニ対シテハ速ニ入営期日
及時刻ヲ本籍地ノ市町村長ヲ經由テ本人ニ通達スベシ

第八条 正当ノ事由ナクシテ第四条又ハ第五条ノ規定ニ依ル届
出ヲ為サザル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス
第九条 兵役法施行規則第三条ノ規定ハ本令ニ之ヲ適用ス

本令中聯隊区司令官又ハ市長若ハ町村長ニ関スル規定ハ朝
鮮、台湾、関東州又ハ滿洲国ニ在留シ当該在留地ニ於テ徴兵
終決処分ヲ行ヒタル者ニ関シテハ当該在留地ノ陸軍兵事部長

又ハ兵役法施行令ノ規定ニ依ル市長若ハ町村長ノ該当者ニ之ヲ適用ス

第十条 前各条ノ規定ハ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル補充兵及第二国民兵ノ召集ニ関シ之ヲ準用ス但シ第三条並ニ第四条及第五条ノ様式中入営トアルハ召集トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営（召集）ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ノ本年度ニ於ケル第四条第一項ノ届出ハ入営（召集）延期届ノミトシ其ノ期日ハ昭和十八年十二月十日迄トス

本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者又ハ本令施行ノ際現ニ第一条ノ規定ニ依リ入営ヲ延期スベキ学校ニ在学スル者ニシテ本令施行後第一条ノ指定アリタル上級ノ学校ニ入学スベキモノニ対シテハ学校及年齢ノ区分ニ依ル入営（召集）ヲ延期スベキ期間ヲ一年延長ス

本令施行ノ際現ニ高等師範学校ニ在学スル者中旧制ノ師範学校ヲ卒業シタルモノニ対スル入営（召集）延期ノ取扱ハ修業年限五年以上ノ専門学校ニ在学スル者ニ準ズ

本令ハ昭和十八年九月以前ニ徴兵終決処分ヲ經タル者ニ関シテハ之ヲ適用セズ

昭和十六年陸軍省令第四十三号及同年陸軍省令第四十四号ハ之ヲ廃止ス

（参照）

昭和十六年十月十六日陸軍省令第四十三号ハ在学徴集延期期間ノ臨時特例及同第四十四号ハ在学徴集延期期間ノ延長ニ関スル件ナリ

◎陸軍省告示第五十四号

昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条、第二条第三項及第十条ノ規定ニ基キ入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間左ノ通定ム

昭和十八年十一月三日

陸軍大臣 東條英機

其一 昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号ニ該当スル学校（学部若ハ科）

一 大学令ニ依ル大学院又ハ研究科（特別研究生ニ限ル）

二 大学令ニ依ル大学学部

各大学ノ工学部、理学部、理工学部、医学部及農学部（農学科、農業経済学科、農業生物学科、農林経済学科、農林生物学科ヲ除ク）文理科大学、医科大学並ニ工業大学

三 高等学校高等科

各高等学校高等科ノ理科

四 大学令ニ依ル大学予科

北海道帝国大学予科

各医科大学予科

各工業大学予科

慶応義塾大学予科医学部

早稲田大学附属早稲田高等学院ノ理科

日本大学予科ノ理科

大阪理工科大学予科

五 専門学校

各医学専門学校

各薬学専門学校

各医科大学附属薬学専門部

各帝国大学臨時附属医学専門部

各医科大学臨時附属医学専門部

各齒科医学専門学校

東京農業大学専門部農芸化学科（本科）

日本大学専門部医学科、齒科、工科（本科）

早稲田大学専門部工科

東京高等齒科医学校

東京高等体育学校

東京物理学校本科、高等師範科

大阪専門学校理学科

横浜専門学校第一部機械工学科、電気工学科、工業経営科

研数専門学校物理学科、数学科

北海道帝国大学附属土木専門部

各高等工業学校（明治専門学校、秋田鉱山専門学校、川南

高等造船学校ヲ含ミ東京写真専門学校ヲ除ク）

宇都宮、宮崎、東京各高等農林学校獸医学科

盛岡、鹿兒島、鳥取、岐阜各高等農林学校農芸化学科、獸

医学科

東京高等工芸学校精密機械科、機械工学科

京都高等工芸学校機械科、精密機械科窯業科

千葉高等園芸学校農芸化学科

各獸医専門学校

東京農業教育専門学校

函館高等水産学校漁撈学科、製造学科、遠洋漁業科（海軍

兵籍ニ在ルモノヲ除ク）

航空科学専門学校

立命館大学専門部工学科、理学科

六 高等師範学校、師範学校、各種教員養成所

各高等師範学校

各師範学校

各臨時教員養成所

各青年学校教員養成所

東京商科大学附属商業教員養成所

横浜、名古屋、広島、熊本、金沢、仙台各高等工業学校附

設工業教員養成所

東京農業教育専門学校、盛岡高等農林学校各附設農業教員

養成所

〔注記1〕

〔完結〕

〔注記2〕

「昭和十九年三月三十日陸軍省令第五十号ヲ以テ改正セラル」

(注記 3)

「記録掛 19・5・31 受領」

(注記 4)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「兵務局 兵備課 田中中佐 大根田中佐」

(下札)

①種別 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 陸軍省通牒 修学繼

続ノ為ノ入営延期ニ関スル件／番号 / 結了年月日 昭 一九

二 一八／保存年限 ムキ／枚数

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規
第七冊〕文部省⑤ 3A, 32—6, 2456〕